



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*52 和歌山県訓練手当支給規則の一部を改正する規則 (労働政策課)..... 1

○ 告示

873 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (県民生活課)..... 2

874 有害図書等の指定 (青少年・男女共同参画課)..... 2

875 身体障害者福祉法による指定医師の辞退 (障害福祉課)..... 3

876 身体障害者福祉法による医師の指定 ()..... 3

877 保安林の指定解除予定の通知 (森林整備課)..... 4

878 保安林の指定の解除予定 ()..... 4

879 宅地建物取引業者の免許の取消し (公共建築課)..... 4

880 重点調整区域内に放置されている所有者不明のプレジャーボートの措置 (港湾空港振興課)..... 5

規 則

和歌山県規則第52号

和歌山県訓練手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年8月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

和歌山県訓練手当支給規則(昭和42年和歌山県規則第64号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第15号中「第1条第1項第6号」を「第1条の4第6号」に改める。

第9条第1項中「第3条第1項及び第2項」を「第3条」に、「第5号」を「第4号」に、「第8号の2」を「第8号の3」に改め、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とし、同項第5号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とする。

第11条第1項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第4項中「うえ」を「上」に改める。

第12条第2項中「うえ」を「上、」に改める。

別記第1号様式中

④求職者給付等の受給資格、生活保護の受給 無 ・ 有 (該当するものに○)

	雇用保険求職者手当		船員失業給付金		国家公務員等失
	その他 (

業者退職手当		生活保護
)		

を

④求職者給付等の受給資格又は生活保護の受給	
	雇用保険求職者手当
	その他 (

無 ・ 有（該当するものに○）

国家公務員等失業者退職手当	生活保護
---------------	------

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の別記第1号様式の規定に基づき作成されている用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

告 示

和歌山県告示第873号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項の規定において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課NPO・県民活動推進室及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成22年9月29日まで縦覧に供する。

平成22年8月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成22年7月28日

2 名称

特定非営利活動法人心

3 代表者の氏名

小林安子

4 主たる事務所の所在地

和歌山県橋本市紀見79番地の14

5 定款に記載された目的

この法人は、介護や福祉を必要とする高齢者及び障害者、並びにその家族等に対して介護や福祉に関する事業を行い、社会的弱者と言われるような方々が、地域社会の中で孤立したり各種の弊害をうけることのないように、各々がパートナーシップの立場に立ち、心のバリアフリー、ノーマライゼーションの理論を実践することにより、地域ぐるみでの介護や福祉を通したまちづくりをためすことにより、より人間らしい思いやりを育み、分かち合うことで社会に貢献、地域住民に寄与すること及びに、次代を担う地域における青少年の健全育成を念頭に置いた活動等を主たる目的とする。

和歌山県告示第874号

和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36号）第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成22年8月18日指定した。

平成22年8月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

種 別	図 書 等 名	コード番号	発 行 所 名
月 刊 誌	エキサイティングマックス! 9月号	02091-9	ぶんか社

月刊誌	決定版!XX 9月号	13319-9	ミリオン出版
月刊誌	漫画実話ナックルズ 9月号	18421-9	ミリオン出版
月刊誌	BLACKBOX 9月号	17843-9	三英出版
月刊誌	劇画マッドマックス 9月号	03369-09	コアマガジン
月刊誌	黄金のGT 9月号	12259-09	晋遊舎
月刊誌	ブブカ 9月号	17885-09	コアマガジン
コミック	絶対恋愛スウィート 9月号	15557-09	笠倉出版社
コミック	恋愛天国パラダイス 9月号	09675-9	竹書房
コミック	マガジンビーボーイ 9月号	18355-09	リブレ出版
コミック	麗人 9月号	09613-9	竹書房
雑誌	ブブカ ダイヤモンド No.484	63455-84	コアマガジン
雑誌	金のEX G.T.R. VOL.8	68462-66	大洋書房
雑誌	ジェイスパーク 9月号	86257-09	トライマックス

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、犯罪を誘発し、又は著しく犯罪性を助長する等、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

和歌山県告示第875号

身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第3条第2項の規定により、次のとおり身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の指定を受けた医師から指定の辞退の届出があった。

平成22年8月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定医師名	診療科目	医療機関名	医療機関の所在地	辞退年月日
大東弘治	外科	国保直営 串本病院	東牟婁郡串本町串本2175-1	平成 22.3.31
山根康史	内科	山根内科	海南市名高539-18	平成 22.4.16
水元亨	心臓外科	新宮市立医療センター	新宮市蜂伏18-7	平成 20.7.1

和歌山県告示第876号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定した。

平成22年8月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定医師名	診療科目	医療機関名	医療機関の所在地	指定年月日	診断する身体障害の種類														
					視覚	聴覚	平衡	音声言語	そしゃく	肢	心臓	腎臓	呼吸	又はぼうこう直腸	小腸	免疫	肝臓		

り、平成22年8月18日にその免許を取り消したので、同法第70条第1項の規定により公告する。

平成22年8月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 商号 有限会社瑞穂産業
- 2 代表者氏名 中西永
- 3 主たる事務所の所在地 和歌山市有本104-1
- 4 免許証番号 和歌山県知事(9)第1868号
- 5 免許年月日 平成19年10月30日

和歌山県告示第880号

和歌山県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例(平成20年和歌山県条例第22号。以下「条例」という。)第16条第1項の規定に基づき、重点調整区域内(条例第8条第1項の重点調整区域をいう。)に放置されている所有者不明のプレジャーボートの措置を次のとおり行う。

平成22年8月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 プレジャーボートの所在及び種類等

(1) 所在

和歌山市毛見並びに海南市船尾、名高及び鳥居地先の重点調整区域内

(2) 種類等

次に掲げるプレジャーボート

整理番号	船種	船質	全長×幅×深さ(cm)	色等の特徴	その他
1	漁船	FRP	1,000×270×60	白色	
2	漁船	FRP	1,300×300×70	白色	
3	漁船	FRP	990×240×50	白色	船体に「龍由丸」の表示あり
4	クルーザーヨット	FRP	900×260×130	白色	船体に「260-11150」の表示あり
5	漁船	FRP	1,050×270×60	白色	
6	和船	FRP	570×220×30	白色	船体に「252-11363」の表示あり
7	和船	FRP	570×220×30	白色	船体に「252-18303」の表示あり
8	釣り船	FRP	690×240×40	白色に緑ライン	船体に「252-8433」の表示あり
9	釣り船	FRP	720×240×50	白色	船体に「252-13911」及び「雑賀丸」の表示あり
10	フィッシングボート	FRP	600×215×35	白色	船体に「252-21866」の表示あり
11	釣り船	FRP	600×185×30	白色	
12	フィッシングボート	FRP	570×215×50	白色に青ライン	

13	クルーザーヨット	FRP	660×240×80	白色	船体に「253-7645」及び「きく」の表示あり
14	クルーザーヨット	FRP	690×250×80	白色に青ライン	船体に「282-5981」及び「ATLE」の表示あり
15	クルーザーヨット	FRP	690×250×70	白色	船体に「235-10477」及び「青空」の表示あり
16	サンキャット	FRP	720×250×40	白色に青ライン	船体に「250-22833」の表示あり
17	浮き船台	FRP	900×700×30	白色	
18	クルーザーヨット	FRP	900×280×130	緑色、上部白色	船体に「235-11708」の表示あり
19	フィッシングボート	FRP	510×240×40	赤色、上部白色	
20	釣り船	FRP	450×130×30	白色に黄ライン	船体に「252-7090」の表示あり
21	釣り船	FRP	600×190×30	白色	船体に「252-21944」の表示あり
22	クルーザーヨット	FRP	900×270×120	白色に赤ライン	船体に「250-7564」の表示あり
23	釣り船	FRP	600×210×30	白色に青ライン	船体に「252-10556」の表示あり
24	クルーザーヨット	FRP	870×270×120	白色	
25	和船	FRP	600×240×30	白色	船体に「252-9340」の表示あり
26	釣り船	FRP	720×180×40	白色	船体に「252-7664」の表示あり
27	和船	FRP	600×230×30	白色	
28	フィッシングボート	FRP	700×240×30	白色	船体に「280-13904」の表示あり

2 所有者等の行うべき措置

当該船舶等の所有者、占有者その他当該船舶について権原を有する者（以下「所有者等」という。）は、和歌山下津港湾事務所に連絡した上で、この告示の日から30日以内に当該船舶等を撤去すること。

3 和歌山県知事の行う措置

所有者等が期限内に2の措置を行わないときは、和歌山県知事は、当該措置を自ら行い、他の者に命じ、又は委任して当該船舶等を撤去するものとする。なお、撤去後に所有者等が判明した場合には、当該所有者等に対して、条例第16条第7項の規定に基づき、当該撤去に要した費用を請求するものとする。

4 連絡先

和歌山市築港六丁目22番地

和歌山下津港湾事務所 総務管理課（電話番号 073-431-7266）